

第一種動物取扱業登録申請時の注意事項

- 1 申請書は**1業種につき1枚**です。(例：販売業と保管業の場合は2部必要)
- 2 申請書には押印は不要ですが、証明書類は押印が必要ですので忘れずに押印願います。
- 3 郵送による申請は受け付けていません。**申請時は窓口まで**お越しください。

<必要書類>

- 第一種動物取扱業登録申請書【様式第1】
- 第一種動物取扱業の実施の方法（販売業、貸出業の場合）【様式第1別記】
- 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者の場合）【様式第1別記2】
- 取扱責任者の要件に係る書類【従事証明、卒業証明、資格証明など】
 - *卒業証書及び資格認定証は**原本及びコピー**を持参ください
- 登記事項証明書（法人の場合）
- 役員の住所及び氏名（法人の場合）
- 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（申請者、法人役員、使用人、動物取扱責任者）
- 飼養施設の平面図
 - 施設の寸法、設備の配置を図示
 - 図示する設備→ケージ等（材質も）、照明設備、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、
廃棄物の集積場、死体の一時保管場所、餌の保管場所、清掃設備、
遮光又は風雨を遮る設備、訓練場
- ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合）
- 飼養施設付近の地図
- 管理スケジュール
 - 具体的な清掃、消毒、給餌の方法など1日作業内容を記入したもの
- 事業所及び飼養施設がアパート、借家等の場合には貸主の承諾書【使用証明】
- 申請手数料16,000円（栃木県収入証紙）×申請業種数
(例：2業種の場合は16,000×2セットを準備)
収入証紙販売所：県内各警察署交通安全協会
県内各健康福祉センター内食品衛生協会 等

栃木県動物愛護指導センター 普及指導課
電話 028-684-5458
FAX 028-684-5926